

今年も飛びます ～2019年、37回目の意見広告～

「令和」？？？違和感・・・元号に対して違和感を持つのは仕方ないのだがそれにもしても、なんか冷たい？命令されて動くの？

石破さんが、命令を連想させることを懸念して、「違和感がある」と言ったらしい。

「新しい時代は戦争がなく、人々が対話する時代になるようにと思う」とも語ったと伝えられる。石破さんは、総理とその周辺の人々に対してかなりの危機感を持っているのでは、と思ってしまった。

政権周辺の独断専行はとどまるところを知らず、立憲主義って何？民主主義って何？国会って何？憲法遵守って何？本当に知識がないのではと思ってしまうほど。

今年は改憲無理なのではという意見が多いようだが、いやいやいや彼らは分かりませんよと思うのは私だけだろうか？

どんな主義主張を持って行動しているのだろう？

民主主義？軍国主義？大国主義？懐古主義？

いやいや、そんなたいそうなものではなく、森友学園、加計疑惑を見ても、ただのお仲間主義？なのではないかと思えてくるのだが・・・

安倍寛さんという政治家をご存知の方も多いと思う。筋金入りの反戦主義者。あの大政翼賛会に真っ向から反対して選挙戦を勝ち抜いている。息子の安倍晋太郎さんもりべらるな政治家だったと記憶している。その息子の安倍晋三さんは？

首相は安倍寛という政治家をもっと学ぶべきだと思う、国民として切に願う。

赤とんぼ今年も飛びます！
(宮崎優子)

安保法制違憲訴訟 第10回期日

7月1日(月)
14:30~

大分地裁 第4号法廷

裁判終了後
(多分3時頃~)

弁護士会館で集会



No.219号
2019年4月25日
発行人 宮崎 優子
事務局 日高 礼子
☎ 090-1166-4218
㈹ 097-544-8892

赤とんぼの会 平和講演会

「わたしらしく、あなたらしく」 ～おばちゃん目線で見る社会の問題～

講師>谷口真由美さん
(法学者／全日本おばちゃん党代表代行)

とき>7月20日(土) 13:30開場/14:00~

ところ>コンバルホール3F 多目的ホール

入場料>無料

主催>赤とんぼの会

連絡先>090-1166-4218 (日高)

※当日、会場設営など準備のお手伝いをしていただける方は
12:00以降随时、多目的ホールにおいて下さい。

意見広告までの日程

6月 8日(土) 13:00~	デザイン会議・集約作業	コンバル会議室
6月29日(土) 13:00~	デザイン会議・集約作業	コンバル女性活動室
7月13日(土) 13:00~	デザイン会議・集約作業	コンバル女性活動室
7月20日(土) 14:00~	赤とんぼ平和講演会	コンバル多目的ホール
7月31日(火)	意見広告募集〆切	
8月 ~ 隨時	校正作業	コンバル女性活動室
8月15日(木)	意見広告掲載	

安保法制違憲訴訟の現在

安保法制違憲訴訟・大分 原告団共同代表 二宮 孝富

安保法制が施行されて3年が経過しました。今、安倍政権は、シナイ半島に配備されている「多国籍監視軍」に自衛官を派遣しようとしています。このような安保法制の実質化を阻止するためにも、安保法制が憲法違反であることを明確にし、「戦争のできる国」への流れを止めなければなりません。そのための安保法制違憲訴訟が、2016年4月の東京以来、大分を含め全国25の裁判所で提起され、原告総数7675名という歴史的な憲法訴訟になっています。

ところが、最近、訴訟の進行に関して憂慮すべき事態が発生しました。東京訴訟で、申請した証人が全員却下され、それに対する裁判官忌避申立も、昨年12月に最高裁で却下されました。裁判所は、原告が主張する「憲法違反」について学者や元最高裁判事、元法制局長官などの証言を聞く必要がないと判断したことになります。また、札幌訴訟で、1月18日の弁論終了後に突然裁判長が「弁論終結」を宣言しました。まだ双方の主張・立証が尽くされていないにもかかわらず突然打ち切ったのです。原告側が忌避申立をしましたが、2月26日札幌高裁は抗告を棄却しました。しかも、4月22日にはもう判決が下されるというのです。

このような訴訟指揮が各地の裁判の進行に及ぼす影響が心配されましたが、幸いにも、これとは逆の動きが出てきました。群馬の訴訟で、3月14日に、裁判所は原告が申請していた、宮崎礼壹元法制局長官・半田滋東京新聞論説委員・志田陽子武蔵野美大教授の3名を証人として採用することを決定したのです。これは、原告の「違憲」の主張に対して被告・国が、その点の「認否」を回避しながら、他の部分で「合憲」と主張していることを原告弁護団が指摘したことを裁判所が受け止めたのです。原告の主張を認めるか否かでまず争点を明確にし、争点に関する証言をうけて判断するのは裁判の進め方として当然のことだからです。

実は、大分訴訟も証人申請の段階だったため、どうなるか不安でした。しかし、3月28日に裁判長は、次回7月1日には、双方の主張を比較・検討し争点を絞り込んで証人を認めるかどうか判断したい旨発言しましたので、不安はとりあえず解消しました。東京・札幌の方式ではなく、原則的なこの方式が各地で行われることが期待されます。大分では、軍事評論家の前田哲男氏と半田滋氏を証人申請しており、安保法制による自衛隊の変化を、法制度の面から、また、軍隊化している自衛隊の実態の面からも証言していただく予定です。

そもそも安保法制は、1972年の政府見解を、2014年7月1日の閣議決定で変更したことが発端です。72年見解は、①わが国への「外国の武力攻撃」への反撃は個別の自衛権の行使であり合憲、②同盟国への武力攻撃に反撃する集団的自衛権の行使は違憲、としました。ところが、7.1決定は、①の論理の「外国の武力攻撃」の対象には<同盟国>も含まれると解釈し、同盟国への攻撃が「わが国の存立危機事態」を招く場合には反撃できる、との論理を捻り出し、72年見解の①の論理に、限定的集団的自衛権を許容する9条解釈の「基本的な論理」が存在するので、7.1決定は従来の見解の延長上にあると強弁したのです。72年文書の作成者が想定しない論理をねつ造して9条の解釈を変更したことには、論理的整合性も法的安定性もない以上、憲法解釈としては、72年見解の「あらゆる集団的自衛権行使は違憲」という解釈しか残らず、7.1決定も、それに基づく安保法制も違憲とならざるを得ないのです。

私たちは、9条解釈の「基本的な論理」のねつ造を基点にして安保法制が制定され、さらに今、9条加憲案で9条2項が死文化されようとしている流れに抗し、「戦争のできる国」にしないために、平和を願う市民の声を結集して安保法制違憲訴訟を闘っていきます。

●『お笑い 自民党改憲案』

ピーコ・谷口真由美・佐高 信

発行>(株)金曜日 2017年
定価>1000円+税

憲法を考えるということは、国の形を考えること、時代を考えること、友人や隣人のことを考えることなど、私たちの生活そのものを考えることです。憲法や政治は難しいから任せにして逃げていられない時代が本当にやってきたということです。腹をくくって国のかたちを考えること、それがこの社会に暮らす者としての責任ですね。

—谷口真由美さんの「おわりに」の文章より—

火 火
火 火
 読んでみませんか？

ピーコ
谷口
佐高
信
真由美

お笑い
自民党改憲案

不愉快な
世はコクナ
だ!!

忍後笑つた
で
なる。



●『朽ちていった命－被曝治療83日間の記録－』

NHK「東海村臨界事故」取材班

発行>新潮文庫
定価>529円

1999年9月30日、茨城県東海村の核燃料加工施設「JCO東海事務所」に勤める大内久（おおうち ひさし）さんは、いつものように職場に向かいました。

大内さんは、35歳。愛する妻と小学3年生になる息子がいます。几帳面な性格の大内さんは、毎日午前6時には起きて、6時40分に家を出ます。1日1箱のたばこを吸い、午後5時過ぎに帰宅したあと、焼酎の水割りを2杯ほど飲んで、9時には寝ます。ラグビーをやっていたという体は70キロを超え、明るく快活な印象を周りの人々に与えていました。

その日も、いつもと変わらない一日になるはずでした。

しかし、午前10時35分、核燃料サイクル開発機構の高速実験炉「常陽」で使うウラン燃料の加工作業中、放射線のなかでももっともエネルギーの大きい中性子線が、大内さんの体を貫いたのです。

被曝でした。

大内さん自身も危険と知らされていなかった規定外の作業により、突如「裸の原子炉」が目の前に出現したのでした。

被曝により、生命の設計図である染色体は、ばらばらに破壊されました。それは、今後、新しい細胞が作られないことを意味します。全身の臓器が刻々と壊れ、剥がれ落ち、生きることを止めていきます。

本書は、その後の大内さんの様子や、そして大内さんを救うために、前例のない治療に乗り出した医師や看護師たちの記録です。そして、大内さんの回復を心から祈り、信じる家族の物語です。

そこには、「JCOの作業員」でも「被曝者」でもない、大内久さんという人がいて、「東大病院の医師」や「看護師」という言葉だけでは括れない医療に携わる人々の苦悩や逡巡があります。

福島第一原発事故を経験してもなお、手放せない原子力事業とは一体誰のためにあるのか？何のためのあるのか？

記憶の中から消えつつある東海村臨界事故の記録を、もう一度、多くの人たちが読み返し、これからの方針を考える機会にしてもらえたならと思います。

(河上)

